

たつの市告示第85号

たつの市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

たつの市長 山本 実

たつの市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚に伴う夫婦の新生活の経済的負担を軽減することにより、本市における少子化対策の強化及び定住の促進を図るため、予算の範囲内で結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻の届出をした世帯をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻の届出をした日をいう。
- (3) 住宅取得費用 市内での住宅の取得（婚姻日から起算して1年前の日以後に取得された住宅に係るものに限る。）に要した費用（土地の取得等に要した費用を除く。）をいう。
- (4) リフォーム費用 市内での住宅のリフォーム（婚姻日から起算して1年前の日以後に実施された住宅のリフォームに限る。）に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (5) 住宅賃借費用 市内での住宅の賃借（婚姻日から起算して1年前の日以後に賃借されたものに限る。）に要した費用（住宅の賃料及び共益費に限る。）をいう。
- (6) 引っ越し費用 住宅への引っ越しに当たり、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (7) 貸与型奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他学資として貸与される奨学金で市長

が認めるものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯又は前年度に補助金交付決定を受け、その受給額が前年度の補助上限額に達しなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方又は一方の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載されている住所が申請に係る市内の住宅の住所であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (3) 所得証明書を基に、新婚世帯の前年の所得の額（4月から6月までの間は、前前年の所得とし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額）が500万円未満であること。
- (4) 夫婦の双方が、国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱による補助金を受けて実施する他の地方公共団体の事業に基づく補助を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方が、市税を滞納していないこと。
- (6) 夫婦の双方が、たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 第6条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた日から本市に継続して3年以上定住する意思を有すること。
- (8) 夫婦の双方が、申請時において次に掲げる講座の受講等のいずれかを行っていること。

ア ライフデザイン支援講座の受講

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座の受講

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用（いずれも令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に新婚世帯又は継続補助世帯が支払った費用に限る。）を合算した額から次に掲げる額を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 夫婦の双方又は一方が勤務先から支給を受けた補助金の対象となる住宅の賃借に相当する額
- (2) 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分の額
- (3) 他の公的制度による助成対象となる部分の額

2 補助金の上限額は、1世帯当たり30万円とし、夫婦の双方が婚姻日において29歳以下のときは、1世帯当たり60万円を上限とする。ただし、継続補助世帯については、前年度の補助上限額から前年度に交付した額を差し引いた額を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に新婚世帯に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 結婚を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）
- (3) 夫婦双方の住民票の写し
- (4) 夫婦双方の所得証明書
- (5) 夫婦双方の納税証明書（完納証明書）
- (6) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（当該貸与型奨学金の貸与を受けている場合に限る。）
- (7) 申請に係る住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を取得した場合に限る。）
- (8) 申請に係る住宅の工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合に限る。）
- (9) 申請に係る住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- (10) 申請に係る住宅に対し、支給されている手当その他の金銭について分かる書類（住宅手当等支給証明書（様式第3号）又は住宅手当等の額を確認できる給与明細）（住宅を賃借している場合に限る。）
- (11) 申請に係る住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用を支払ったことが分かる書類
- (12) 引っ越し費用を支払ったことが分かる書類（引っ越しした場合に限る。）
- (13) 講座の受講等が確認できる書類（第3条第8号のいずれかを行ったことがわかる書類）
- (14) その他市長が必要と認める書類

2 継続補助世帯は、結婚新生活支援補助金追加交付申請書（様式第1号の2。以下「追加交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、国の支援プログラムの見直しによって、国の予算が取れなくなる場合にはこの項の規程については適用しない。

- (1) 申請に係る住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用を支払ったことが分かる書類
- (2) 引っ越し費用を支払ったことが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、申請書又は追加交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該交付申請者に通知し、補助金を交付する。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、結婚新生活支援事業補助金却下通知書（様式第5号）により当該交付申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知する。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、結婚新生活支援事業補助金返還命令書（様式第7号）により通知する。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金に係るこの告示の規定の適用については、同日後もなおその効力を有する。